

# 第1回連絡協議会議事結果等の確認

---

<第2回 大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会>

平成28年3月16日（水）

# 1.第1回連絡協議会 会議概要

## 【第1回】大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会 会議概要

### 1. 会議開催日時・場所

- 日時：平成28年1月29日（金）14時00分～16時00分
- 場所：九段第3合同庁舎11階 共用会議室4

### 2. 座長（関東地方整備局 地域道路調整官）挨拶の概要

- ・高度経済成長期に一齐に整備された道路施設は急速に老朽化が進み、安全性が危惧されている。
- ・重量を違法に超過した大型車両が道路橋の劣化に対して大きな影響を与えているため抜本的な対策が必要。
- ・大型車両に関する知見や情報共有を行い、連携した取組みを継続的に展開していくことを目的に、関係機関・関係団体からなる「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」を設立する。
- ・道路構造物の長寿命化、効率的かつ迅速な物流の実現、そして交通の危険防止の観点から大型車の通行適正化は必要不可欠なものであり、実現に向けて協力願いたい。

### 3. 議事内容

#### ①議事概要

- 1) 「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会(仮称)」の設立について
  - ・設立趣旨、規約、委員および本連絡協議会の運営計画について、承認された。
- 2) 「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」について
  - ・適正化方針発表に至る背景、経緯から最近の運用状況まで、概要を確認した。
- 3) 大型車両を取り巻く課題と対策（案）について
  - ・大型車両を取り巻く現状の課題の共有、そして今後連絡協議会として広報によって解決を図っていく課題について確認した。その他の課題については次回以降の連絡協議会で議論する。
- 4) 広報の具体的な取り組み方針（案）について
  - ・運送事業者、荷主に加え、社会一般に対しても大型車両を取り巻く現状について認知、理解を求め、課題解決を図るため、新聞広告や SNS をはじめとする各種媒体を利用し、継続的な情報発信を行っていくことを確認した。

#### ②主な意見等

- ・特殊車両通行許可申請が受理されるまでに相当の時間を要しているため、許可までの期間を短縮化してほしい。
- ・大型車の適正な通行について広く理解を頂くためには、道路が傷むことで補修工事による渋滞に巻き込まれる等、道路を利用される方にも影響があることについて、分かりやすく道路管理者側からお知らせする必要がある。
- ・団体では違反車両排除に向けて取組みを行い、効果を上げているが、今後道路管理者及び関係行政機関とも本協議会を通じて連携を図りたい。

### 4. その他

- 1) 雪に関する注意喚起（事務局より）
  - ・昨今、突然の大雪により大型車両の立ち往生が発生し、交通に大きな影響を及ぼしている。今週末にも大雪の予報が発表されているため、早期のタイヤチェーン装着について関係団体を通じて注意喚起の協力を願いたい。

### 5. 今後の予定

- ・次回の連絡協議会は3月中旬頃

# 1.第1回連絡協議会 会議概要

## 「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」について

### 1. 設立趣旨

昭和30年代を中心とした高度経済成長期に一斉に建設された道路ストックが高齢化し、建設後50年を経過する割合が増加する中、今後さらに道路構造物の老朽化が進みます。平成24年には中央自動車道笹子トンネル上り線で天井板崩落事故が発生し、9名の尊い命が犠牲となる大事故が発生しました。これを契機に道路構造物の高齢化の現状に警鐘が鳴らされ、道路インフラ全体の危機として認識が改められました。

道路の老朽化問題を受け、適切な道路の維持管理及び修繕を行っていくとともに、いかに既存の道路ストックを守り、長寿命化させていくか検討する必要があります。

その中で、道路の劣化に対し大きな影響を与えるとされる重量を違法に超過した大型車両への抜本的な対策が重要視されています。道路構造物の保全および交通の安全を確保するために、道路法第47条第1項に基づく一般的制限値を超える車両（以下、「特殊車両」という）については、道路管理者による許可制度（特殊車両通行許可制度）が設けられています。しかしながら、制度を無視した悪質な無許可車両による走行が後を絶たないことから、平成26年5月9日に発表された「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」に示された「基準の2倍以上の重量超過違反車両の即告発」という制度が翌年2月23日から運用されています。

大型車両の適正かつ安全な走行実現のために道路管理者、関係行政機関、関係企業団体等が連携し、情報共有や意見交換を行って、こうした現状を改善するためには、運送事業者や荷主をはじめ、ひいては社会一般まで特殊車両通行許可制度を浸透させていくことが重要です。また、従来の個々の取組みを融合・発展させて、広報を中心としたより良い取組みを継続することも重要です。

このため、大型車両の走行に関する知見や情報の交換、取組内容や連携活動の検討等を継続的に行うことを目的として、「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」を設立するものです。なお、本連絡協議会は特殊車両の通行需要が非常に高い東京都、神奈川県、千葉県の1都2県（全国の特種車両通行許可申請件数の約15%を占める）を管轄する関係組織によって構成します。

# 1.第1回連絡協議会 会議概要

## 「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」規約

(名称)

第1条 本会議は、「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」(以下、「連絡協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 連絡協議会は、大型車両の運転者及び関係する事業者の適正かつ安全な走行に向け、道路管理者、関係行政機関、関係企業団体等が連携し、各組織で取り組んでいる内容を踏襲し、従来とは異なる手法も取り入れながら取り組みを展開するため、大型車両の走行の安全性や重量違反車両の取締に関する知見について、情報の共有や意見交換、取組内容や連携活動の検討等を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 連絡協議会は、道路管理者、関係行政機関、関係企業団体等の各員(以下「委員」という。)をもって構成する。

2. 連絡協議会には、委員の互選により座長を置く。

3. 座長は、関東地方整備局 地域道路調整官が務め、議事その他の会務を統括する。

(連絡協議会及び活動事項)

第4条 連絡協議会は、目的達成のため次の活動を行う。

(1) 大型車両の走行に関する知見や情報の共有や意見交換に関すること

(2) 取組内容の検討に関すること

(3) 連携活動の検討に関すること

(4) 連絡協議会の取組の効果検証と継続的な取組に関すること

(5) その他

(連絡会)

第5条 連絡協議会は、定期的に座長が召集する。

2. 座長は必要に応じ、連絡協議会に委員以外の者をオブザーバーとして出席させることができる。

(事務局)

第6条 連絡協議会の運営に関する事務は、国土交通省関東地方整備局道路部交通対策課が行うものとする。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項はその都度協議し、決定する。

(附 則) この規約は、平成28年1月29日から施行する。

# 1.第1回連絡協議会 会議概要

## 大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会委員 名簿

(順不同)

### ○関係企業団体

- ・ 一般社団法人 千葉県トラック協会
- ・ 一般社団法人 東京都トラック協会
- ・ 一般社団法人 神奈川県トラック協会
- ・ 一般社団法人 全国クレーン建設業協会 千葉支部
- ・ 一般社団法人 全国クレーン建設業協会 東京支部
- ・ 一般社団法人 全国クレーン建設業協会 神奈川支部

### ○関係行政機関

- ・ 警視庁 交通部
- ・ 千葉県警察本部 交通部
- ・ 神奈川県警察本部 交通部
- ・ 国土交通省 関東地方整備局 港湾空港部
- ・ 国土交通省 関東運輸局 自動車交通部
- ・ 国土交通省 関東運輸局 自動車監査指導部
- ・ 国土交通省 関東運輸局 自動車技術安全部

### ○道路管理者

- ・ 国土交通省 関東地方整備局 道路部
- ・ 千葉県 県土整備部
- ・ 東京都 建設局 道路管理部
- ・ 神奈川県 県土整備局 道路部
- ・ 千葉市 建設局 土木部
- ・ 川崎市 建設緑政局 道路管理部
- ・ 横浜市 道路局 道路部
- ・ 相模原市 都市建設局 土木部
- ・ 東日本高速道路株式会社 関東支社 管理事業部
- ・ 中日本高速道路株式会社 東京支社 保全・サービス事業部
- ・ 中日本高速道路株式会社 八王子支社 保全・サービス事業部
- ・ 首都高速道路株式会社 保全・交通部

# 1.第1回連絡協議会 会議概要

連絡協議会の運営計画

| 実施内容  | 平成27年度   | 平成28年度   | 平成29年度  |
|-------|--|--|---|
| 連絡協議会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡協議会の設立                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 大型車両を取り巻く課題の抽出及び関係機関の情報交換・共有</li> <li>➢ 広報の効果検証</li> </ul> </li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡協議会による連携体制の強化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 広報の効果検証（アンケート調査等）</li> <li>➢ 関係機関連携による合同取締りの結果報告</li> </ul> </li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡協議会の継続的かつ主体的な取組みの促進（PDCAサイクル）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 社会一般に向けた広報の効果検証（アンケート調査等）</li> <li>➢ 取締りによる結果報告及び検証</li> <li>➢ 大型車適正化の達成状況の確認及び検証</li> <li>➢ 平成30年度以降の連絡協議会の活動方針の検討</li> </ul> </li> </ul> |
| 広報活動  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡協議会の広報の取組み                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ SNS（ツイッター）の情報発信</li> <li>➢ バナー広告による広報</li> <li>➢ 新聞広告の掲載</li> <li>➢ 連絡協議会ホームページの開設</li> </ul> </li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続的な広報の取組み                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ SNS（ツイッター）の情報発信</li> <li>➢ 連絡協議会及び各機関ホームページによる広報</li> <li>➢ バナー広告による広報</li> <li>➢ 新聞広告掲載</li> </ul> </li> </ul>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会一般向けの継続的な広報の取組み                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ SNS（ツイッター）の情報発信</li> <li>➢ 連絡協議会及び各機関ホームページによる広報</li> <li>➢ バナー広告による広報</li> <li>➢ 新聞広告掲載</li> </ul> </li> </ul>  |
| 適正化方針 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・通行許可の基準等の見直しと許可審査手続きの改善                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 許可までの期間の短縮                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 大型車両を誘導すべき道路の拡大及び国による一括審査の実施</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・適正に利用する者の許可の簡素化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 違反実績のない者に対するの許可期間延長</li> <li>➢ ITS 技術を活用した通行許可の運用</li> </ul> </li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・許可期間の大幅な短縮                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 個別協議箇所の削減、許可の簡素化及び審査体制の集約化による許可期間の大幅な短縮</li> </ul> </li> </ul>  |
|       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・違反取締り及び違反者への指導等の強化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 各道路管理者連携による大型車両の違反取締りの実施</li> <li>➢ 関係機関連携による交通安全対策の実施</li> </ul> </li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡協議会による取締りの実施                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 交通安全運動期間等における連絡協議会による取締りの実施</li> <li>➢ 各道路管理者連携による大型車両の違反取締りの実施</li> <li>➢ 関係機関連携による交通安全対策の実施</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡協議会による合同取締りの実施                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 計画的な連絡協議会による合同取締りの実施</li> <li>➢ 各道路管理者連携による大型車両の違反取締りの実施</li> <li>➢ 関係機関連携による交通安全対策の実施</li> </ul> </li> </ul>   |

# 2.本協議会に関する報道状況

## 1.新聞紙面掲載

建設産業新聞/平成28年2月1日（月）

<10面掲載>

### 重量超過車対策へ連携強化 1都2県関係者が協議会発足

関東1都2県の道路管  
理者や関係団体が参画す  
る「大型車通行適正化」  
に向けた関東地域連絡協  
議会が発足し、1月29日  
に東京・千代田区の九段  
合同庁舎内で初会合を開  
いた。写真、重量超過車  
両の対策について関係者

が知見や情報を交換し、  
連携を強化する。  
協議会発足にあたり、  
関東地方整備局の中村正  
次道路部地域道路調整官  
は「道路の老朽化が進む  
中、道路に大きな影響を  
与える大型車両の対策は  
急務となっており、道路

の長寿命化だけでなく、危  
険防止の面からも重要」と  
強調、連携強化を呼び  
かけた。

協議会には、関東地方  
整備局、関東運輸局のほ  
か、特殊車両の通行需要  
が高い東京都、神奈川県、  
千葉県、千代田区の道路



加緊事業者への情報伝達  
手段がない現状を踏ま  
え、広報活動に連携して  
取り組む。

一定規格を超過した車  
両の通行を条件付で許可  
する特殊車両通行許可は  
直近5年間10~14年度  
で増加傾向にあり、許可  
件数は約27万件から36万  
件、許可台数は76万台か  
ら118万台へと大幅に  
伸びている。

大量の大型車両の通行

は道路の損傷増加に直結  
し、車軸にかかる重さ(軸  
重)が2割超過しただけ  
でも9倍のダメージが発  
生するとされる。関東地  
方整備局管内の橋梁のう  
ち建設後50年を超える橋  
梁は13年度現在の21%か  
ら、20年後には62%に達  
すると見込まれる中、道  
路の長寿命化を図るうえ  
でも重量超過車両対策は  
喫緊の課題となってい  
る。

物流ニッポン/平成28年2月4日（木）

<2面掲載>



### 安全性向上むけ初会合 関東地域 荷主へ意識改革促す

大型車  
通行適正化

関東地域のトラック協会  
や道路管理者、行政機関な  
どが、大型車両の走行に関  
する情報交換や取り組みの  
連携を通じて安全性の向上  
を図る協議会が発足した。  
重量超過車両が後を絶たな  
いことや、道路の老朽化が  
進んでいることを、協議会  
千葉、東京、神奈川のト  
ラック協会も参加

を通じて社会一般に強くP  
R。違反車両を根絶すると  
ともに、運送事業者に違反  
をさせないよう荷主への意  
識改革を促す。

1月29日、大型車通行適  
正化に向けた関東地域連絡  
協議会(中村正次座長、関  
東地方整備局地域道路調整  
官)を立ち上げた。行政に  
加え、千葉、東京、神奈川  
のトラック協会や高速道路

会社、警察などが参加。中  
村地域道路調整官は「道路  
の老朽化が進み、安全性が  
危くされている。関係者で  
情報を共有して効果的な取  
り組みにつなげたい」とあ  
いさつした。

関東地整局管内の橋りよ  
うのうち、建設から50年を  
超えるのは2018年度時  
点で全体の21%。これが10  
年後には42%、20年後には  
62%まで増えることが見込  
まれている。

協議会では、こうした現  
状や重量超過車両が及ぼす  
影響、特殊車両通行許可制  
度などの広報に注力してい  
く方針、新聞などの媒体を  
利用することに加え、専用  
のホームページ(H.P)や  
チラシ、パンフレットをつ  
くる。

トラック事業者に違反し  
ないよう求めることも、  
荷主にも、事業者に対して  
無理な要求をしないよう促  
す。併せて、大型車自体の  
イメージが低下しないよう  
配慮する。(十屋太郎)

# 2.本協議会に関する報道状況

## 2.Web版掲載

### LOGISTICS TODAY/平成28年1月27日（水）

Logistics Today トップ > 国内 > 関東

#### 関東地整局、抜本的な違法重量車対策へ協議会設置

2016年1月27日（水）

>> この記事を印刷する(PDF)

**国内** 関東地方整備局は27日、道路の劣化に大きな影響を与えるとされる、違法に重量を超過した大型車両への抜本的な対策を図るため、「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」を設置すると発表した。

協議会は、道路管理者、関係行政機関、東京、千葉、神奈川の1都3県の警察交通部、1都3県のトラック協会、全国クレーン建設業協会の支部組織で構成。

大型車両への知見や情報を共有するとともに、連携して効果的な取り組みを行う。

29日に初会合を開き、課題と対策案、広報の具体的な取り組み方針案などを協議する。

### 建通新聞/平成28年1月29日（金）

## 建通新聞社

建設新聞読むなら建通新聞。[建設専門紙]

### 大型車通行適正化へ連絡協議会が初会合

2016/1/29 東京

大型車両の通行適正化に向けた取り組みを話し合うため、東京、神奈川、千葉の関係機関で構成する連絡協議会（座長・中村正次関東地方整備局道路部地域道路調整官）が29日に初会合を開いた＝写真＝。道路の劣化に大きな影響を与える、重量を違法に超過した大型車両への抜本的対策が求められていることを受けたもの。各機関が持つノウハウや情報を共有するとともに、通行適正化の必要性を広く発信するための手法などを検討する。

大型車両が道路に及ぼす影響は大きく、通行台数全体の0・3%に過ぎない過積載車両が道路橋の劣化に与える影響は、全交通の9割を占めるといふ。このため、国土交通省は悪質な違反者の厳罰化などを基本方針とする「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」を2014年度にまとめ、段階的に運用を開始している。

各地域に設置される連絡協議会も適正化指針に基づくもの。関東地域の会議には関東地方整備局や1都2県、政令市、各都県のトラック協会、全国クレーン建設業協会の各支部などが参加した。

初会合では、適正化指針の説明が行われた他、大型車両を取り巻く課題と対策、広報の具体的な取り組みなどについて議論。

このうち、広報については、重量超過が道路劣化に及ぼす影響、「特殊車両通行許可」の必要性などをSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）やバナー広告、新聞広告、連絡協議会ホームページなどで広く周知する方針だ。

大型車両を取り巻く課題と対策では、「大型車両の事故対策には道路構造上の対策が必要な箇所がある」との指摘が行政機関側から挙げられた。



## 2.本協議会に関する報道状況

### 2.Web版掲載

物流ニッポン/平成28年2月4日（木）

団体

2016/02/04

# 関東地域、大型車通行適正化 安全性向上むけ 初会合

t.kokudo

ツイート いいね! 0 G+ 0 LINEで送る



関東地域のトラック協会や道路管理者、行政機関などが、大型車両の走行に関する情報交換や取り組みの連携を通じて安全性の向上を図る協議会が発足した。重量超過車両が後を絶たないことや、道路の老朽化が進んでいることを、協議会を通して社会一般に強くPR。違反車両を根絶するとともに、運送事業者には違反をさせないよう荷主への意識改革を促す。

1月29日、大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会（中村正次座長、関東地方整備局地域道路調整官）を立ち上げた。行政に加え、千葉、東京、神奈川のトラック協会や高速道路会社、警察などが参加。中村地域道路調整官は「道路の老朽化が進み、安全性が危くされている。関係者で情報を共有して効果的な取り組みにつなげたい」とあいさつした。

関東地整局管内の橋りょうのうち、建設から50年を超えるのは2013年度時点で全体の21%。これが10年後には42%、20年後には62%まで増えることが見込まれている。

協議会では、こうした現状や重量超過車両が及ぼす影響、特殊車両通行許可制度などの広報に注力していく方針。新聞などの媒体を利用することに加え、専用のホームページ（HP）やチラシ、パンフレットをつくる。

トラック事業者には違反しないよう求めるとともに、荷主にも、事業者に対して無理な要求をしないよう促す。併せて、大型車自体のイメージが低下しないよう配慮する。（土屋太郎）

【写真＝千葉、東京、神奈川のトラック協会も参加】